

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により、「大浜公園再整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定に基づき、客観的な評価の結果をここに公表する。

令和5年4月14日

静岡市長 難波 喬司

記

1. 事業の概要

(1) 事業名称

大浜公園再整備事業

(2) 事業に供される公共施設等の名称

大浜公園

(3) 公共施設等の管理者の名称

静岡市長 田辺 信宏（令和5年3月29日落札者決定時点）

(4) 事業の目的

本事業は、大浜公園のリニューアルによって、1年を通じて賑わいあふれる公園を目指し、利用者のニーズに応える満足度の高いサービスを提供するとともに、健全で持続可能な施設運営を実現することを目的とする。

(5) 事業内容

1) 事業主体

本事業の事業主体の役割を担う事業者は、本市との間で本事業の実施に関する契約を締結するものとする。事業者は、本事業の遂行のみを目的として新たに設立する会社法（平成17年法律第86号）に定めるSPC（Special Purpose Company）を設立する。

2) 事業方式

① プール再整備運営事業・公園再整備運営事業

プール再整備運営事業及び公園再整備運営事業において設置する施設については、当該施設等を設計、建設した後、市に施設の所有権を移管し、事業者が事業期間中に係る施設の維持管理、運営を実施するBTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

当該施設の管理にあたっては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を適用する。

② 収益施設等整備運営事業

収益施設等整備運営事業において設置する収益施設等については、事業者又は収益施設等整備運営業務を実施する企業が自らの独立採算事業として整備し、当該施設を所有した上で、その運営管理を実施するBOO（Build Own Operate）方式とする。

当該施設の管理にあたっては、都市公園法第5条の規定に基づく設置管理許可制度を適用する。

(6) 事業スケジュール

令和7年7月の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおり予定している。

日程	内容
令和5年7月	事業契約の締結
令和7年7月	供用開始
令和22年3月	事業契約終了

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から令和22年3月までの期間とする。

2. 落札者決定までの経緯

「静岡市大浜公園再整備事業事業者選定委員会」は、落札者決定基準（令和5年1月4日公表）に基づき、提案内容等の審査を行い、最優秀提案者を選定した。

本市は、その結果に基づき、2085グループ（代表企業：小雀建設株式会社）を落札者として決定し、令和5年3月31日に公表した。

グループ名	構成	企業名
2085グループ	代表企業	小雀建設株式会社
	構成員	フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社 株式会社環境デザイン研究所 平井工業株式会社 株式会社アメニティシステム 株式会社ディアーズ・ブレイン
	協力企業	株式会社建設技術研究所 静岡事務所 ヤマハ発動機株式会社 東京営業所

3. 落札価格

落札者として決定した2085グループ（代表企業：小雀建設株式会社）の落札価格については下記のとおりである。

3,569,170,000円（消費税及び地方消費税等を含む。）

4. 財政負担の比較

本事業を、落札者の提案に基づきPFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、市の財政負担額は、約5.9%（現在価値換算後）縮減できることとなった。